# 令和5年度 事 業 報 告

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

# I 概 況

佐渡法人会は、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症も2類相当から5類感染症に移行し、行動制限も緩和される状況を踏まえ、コロナ禍前の状況に少しずつ戻していくことを念頭に、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなど実施可能な事業に積極的に取り組みまた、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

## 主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会を開催しました。 租税教育活動は、小学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第10回目の開催となりました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として取扱い三社との連携により、大型保 障制度への加入促進を図りました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和5年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

# Ⅱ 公益関係

# 1 税を巡る諸環境の整備改善事業

# (1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」について、開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講師
研修委員会	税制改正等について	8月	12名	佐渡税務署
研修委員会	会社の決算申告について	10月	4名	佐渡税務署
研修委員会	年末調整実務	11月	15名	佐渡税務署
研修委員会	決算法人説明会	1月	5名	佐渡税務署
青・女共催	決算書の見方	6月	13名	山本敏彦 税理士
青・女共催	税務署幹部職員との懇談会	11月	9名	佐渡税務署
青年部会	消費税 インボイス制度について	4月	7名	佐渡税務署
女性部会	インボイス制度について	4月	12名	佐渡税務署
女性部会	税法 源泉所得税	5月	8名	佐渡税務署
女性部会	会社の決算と申告	7月	3名	佐渡税務署
女性部会	令和5年度税制改正について	9月	4名	佐渡税務署
女性部会	年末調整について	11月	7名	佐渡税務署
女性部会	経営者の確定申告	1月	6名	佐渡税務署

# ② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の 税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけ ますが、今年度は1年間で2,560回のアクセスがありました。

### (2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会本年は不参加

#### ② 租税教室

小学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、 青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえる よう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

なお、青年部会で対応できない学校については、佐渡税務署に講師を依頼しました。

開催日	学校名	対象者	講師(絵はがきコンクール)
5. 5. 15	二宮小学校	29名	青年・女性部会
5. 5. 18	行谷小学校	15名	青年・女性部会
5. 5. 19	小木小学校	18名	税務署・女性部会
5. 5. 22	前浜小学校	5名	青年・女性部会
5. 5. 23	内海府小学校	1名	税務署・女性部会
5. 5. 25	河崎小学校	18名	税務署・女性部会
5. 6. 5	八幡小学校	8名	青年・女性部会
5. 6. 12	両津吉井小学校	17名	青年・女性部会
5. 6. 22	赤泊小学校	20名	税務署・女性部会
5. 6. 26	金泉小学校	10名	青年部会・女性部会
5. 6. 27	河原田小学校	26名	税務署・女性部会
合 計	11校	167名	

#### ③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、5校60作品の応募がありそのうち21作品が入賞いたしました。入選作品は各学校に出向いて表彰を行いました。なお、入賞作品は当会HPに掲載しました。

また、佐渡税務署のご厚意により、所得税確定申告期間中、会場のアミューズメント佐渡ロビーにおいて、応募全作品を掲示していただきました。

### (3) 税の広報活動

- ① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回 (9月・2月)、全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)を会員に無料で配布しました。
- ② 税についての情報を随時ホームページに掲載しました。
- ③ 会報でe-Tax利用、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

### (4) 研修会用・啓発用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員に配付するとともに、啓発用小冊子を希望者に無償頒布しました。

- ① 「税制改正のあらまし」速報版 ② 「税制改正のあらまし」
- ③ 「主要税法取扱便覧」 ④ 「会社がもらえる助成金活用のポイント」
- ⑤ 「社会保険・労働保険の事務手続」 ⑥ 「基礎からわかるインボイス」
- ⑦ 「インボイスのギモン」 ⑧ 「会社業務のデジタル化」
- ⑨ 「とっておきの相続事業継承成功のツボ」 ⑩ 「はじめてのデータ活用」
- ① 「中小企業の税金知識」 ② 「会社の決算・申告の実務」
- ③ 「強いチームはこうして作る 段取り力の鍛え方」
- ④ 「中小企業のための電子取引データ・インボイス保存対応術」
- ⑤ 「令和5年度会社税務の手引き」 ⑥ 「年末調整実務のポイント」
- ① 「電子帳簿等保存制度のチェックポイント」
- ② 「会社役員のための確定申告実務ポイント

# 2 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政 改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱 に提言を取りまとめました。

# 令和6年度税制改正に関する提言(要約)

### 《基本的な課題》

# Ⅰ. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税 など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分 野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否 定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政 改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

#### 1. 財政健全化に向けて

・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させか ねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB) 黒字 化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

# 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、 「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を 実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を 行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報 酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率 「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め 議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善な

どの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、 出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題 である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした 政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマ キ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」 の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確 な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

#### 5. 今後の税制改革のあり方

# |Ⅱ.経済活性化と中小企業対策|

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。 モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる 企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、 昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、 少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達した ものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革 新な ど経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきで ある。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」 等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期 日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラル に向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、 適用期限を延長する。

# 2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまってお り、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相 続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含め て事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、 企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な 事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏 しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

# 3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者 対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を 徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課 税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの 不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修 や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

# Ⅲ. 地方のあり方

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し 地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねば ならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立 案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を 推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く

導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

# Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と 実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

# Ⅴ. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 環境問題に対する税制上の対応
- 3. 租税教育の充実

### 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

### 2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
  - ①基幹税としての財源調達機能の回復
  - ②各種控除制度の見直し
  - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

## 3. 相続税・贈与税関係

(1)被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向(平成15年3.40→令和2年2.73)にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

### 4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇 し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的 に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、 大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

### 5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

#### (3) 電子申告

# 要望大会

### 令和6年度税制改正スローガン

- ○財政健全化は国家的課題
  - 負担を先送りせず現世代で解決を!
- ○企業への過度な保険料負担を抑制し、
  - 経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- ○経済再生には中小企業の力が不可欠。
  - 健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を!
- ○中小企業は地域経済と雇用の担い手。
  - 本格的な事業承継税制の創設を!

# (4) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月4日に髙野会長・本間副会長・渡 邊副会長・大桃総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡しま した。また、近藤市議会議長に対し提言書を送付しました。

(5) 令和5年度税制改正の主な実現事項(全法連)

# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました。(令和6年税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

# [法人課税]

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

11 並未刊分类工分及建筑的	
法人会提言	改正の概要
・中小企業向け賃上げ促進税制につ	・中小企業向けの措置について、教育訓
いては、適用期限が令和6年3月	練費に係る税額控除率の上乗せ措置は
末日までとなっていることから、	教育訓練費の増加割合が5%以上等で
その延長を求める。	ある場合に適用できることとし、くる
	みんやえるぼし(2段階目)以上の認
	定を受けた場合に税額控除率5%を加
	算する措置を加え、5年間の繰越控除
	制度が設けられたうえで、適用期限が
	3年延長されました。

# 2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・交際費課税の特例措置について	・交際費等の範囲から除外される一定の
は、適用期限が令和6年3月末日	飲食費に係る金額基準が1人当たり
までとなっていることから、その	5,000円以下から、1万円以下に
延長を求める。	引き上げられました。また、中小法人
	の特例措置に係る適用期限が3年間延
	長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要			
・少額減価償却資産の取得価額の損	・中小企業の少額減価償却資産の特例に			
金算入の特例措置については、損	ついて適用期限が2年間延長されまし			
金算入額の上限(合計300万	た。			
円)を撤廃し全額を損金算入とす				
る。なお、それが直ちに困難な場				
合は、令和6年3月末日となって				
いる適用期限を延長する。				

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul><li>「カーボンニュートラルに向けた</li></ul>	・カーボンニュートラルに向けた投資促
投資促進税制」は、令和6年3月	進税制について、中小企業者が適用を
末日が適用期限となっていること	受けた場合の税額控除率が見直された
から、適用期限を得延長する。	うえで、適用期限が2年間延長されま
	した。

# [事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限は1年間	・法人版事業承継税制の特例措置につい
延長され、令和6年3月末日まで	て、特例承継計画の提出期限が2年間
となっているが、コロナ禍からの	延長されました。

完全回復には時間がかかるうえ、 エネルギー価格が高止まりしてい るなど、中小企業を取り巻く環境 は依然厳しい状況にある。特例承 継計画の提出期限等の延長を求め る。

# [その他]

### 1. 森林環境税

<b>ム八云灰</b> 百
・令和6年度から施行される森林環
境税について、現在、先行して別
の財源を使って地方自治体に配分
(令和5年度は500億円)され
ているが、その半分が使い残され
基金として積み立てられていると
の指摘がある。これでは税が有効
に活用されているとは言い難く、
配分方法の在り方など、制度自体
を抜本的に見直すべきである。

法人会提言

# 改正の概要

・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工面積」の譲与割合を 5.5割(改正前:5割)、「人口」の 譲与割合を2.5割(改正前3割)と する見直しが行われました。

# 3 経営支援活動

(1)経営支援に関する講演会・研修会

5月26日通常総会時並びに翌年1月26日新春特別講演会として講演会を開催 しました。

### (2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会 開催時に配付している。

# 4 社会貢献活動

① 税金クイズ

「鬼太鼓どっとこむ」(両津地区)や安寿天神祭のイベント(畑野地区)において税金クイズを実施しました。

② タオルの寄贈

9月に福祉施設へ寄贈しました。

# Ⅲ 共益関係

# 1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強

や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

- ① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催 法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催
- ② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催 福利厚生制度の推進に功績のあった法人会会員を表彰

# 2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式 事業主からの推薦がなく該当者なし。

# 3 会員増強推進

# (1)組織

会員数 432社(令和6年3月31日現在)※個人賛助会員1名 組織率 43.9%(所管法人数984社)

### (2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数	
<b>州日</b> 云貝刻	入 会	退会	<b>州</b> 小云貝剱	
(内、法人賛助会員2社)			(内、法人賛助会員2社)	
448社	3 社	19社	432社	

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	23名	3名	4名	2 2 名
女性部会	44名	0名	3名	41名

- ① 組織委員会の開催
- ② 会員増強推進キャンペーン実施(7月~3月)
- ③ 会員増強功労者表彰式(年間2社以上新規会員獲得の者を表彰)

# 4 部会等事業

### ・青年部会

①会議等 総会1回、役員会4回

②研修会等 ※研修会は3ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
5. 7. 7	県連青年部会正副会長会議	新潟グランドホテル	部会長
5. 10. 4	同上	リモート会議	柴原副部会長
5. 11. 1	同上	リモート会議	部会長
5. 12. 19	同上	リモート会議	部会長
5. 10. 19	県連青年部会合同セミナー	柏崎市総合文化会館	2名

### ③租税教育活動 ※4ページに記載

### • 女性部会

- ①会議等 総会1回、役員会3回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載
- ③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
5. 4.13	女性フォーラム愛媛大会	アイテムえひめ	2名
5. 7.25	県連女性部会正副会長会議	にいがた法人会館	計良副部会長
5. 10. 27	県連女性部会合同セミナー	新潟市・ANA クラウンプラザホテル新潟	4名
5. 11. 7	局連女連協合同セミナー	宇都宮市・宇都宮東武ホテルグランデ	2名
5.5月~ 5.9月	【第9回税に関する絵はがきコンク	ール】※小学生対象 応募者	6 0名
5. 11. 15	【第 10 回税に関する絵はがきコンクール】 審査会(入賞 2 1 名、代表 1 名県連提出)	金井商工会館	8名

# IV 管理関係

# 1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

# 2 諸会議の開催状況

# (1) 通常総会

① 開催日 令和5年5月26日(金)

出 席 者 354名 (委任状含む) ※議決権のある会員総数 447名

全案可決承認されました

決議事項 第1号議案 令和4年度決算報告承認の件

役員改選(案)承認の件

報告事項 理事会承認事項

- 令和 4 年度事業報告
- · 令和5年度事業計画、収支予算

### (2) 理事会

① 開催日 令和5年4月21日(金)

場 所 金井商工会館

出席人数 13名(内監事2名)

決議事項 (1) 令和4年度事業報告並びに決算報告承認について

(2) 令和5年度通常総会に付すべき事項について

(3) 役員改選(案) の承認について

承認事項 (1) 県連会議関係

- (2) 会員の退会について
- ② 開催日 令和5年5月26日(金)

場 所 旅館 浦島

出席人数 14名(内監事1名)

決議事項 (1) 代表理事(会長) 選定の件

- (2) 副会長選定の件
- (3) 各委員会委員長・副委員長選定の件
- ③ 開催日 令和5年10月24日(火)

場 所 金井商工会館

出席人数 14名(内監事2名)

決議事項 (1) 事務所類ぶついて

承認事項 (1) 会員の加入・退会の承認について

- (2) 会員増強推進キャンペーン等の承認について
- (3) 新春特別講演会・新春懇親パーティーの開催について
- (4) 活動状況報告
- ④ 開催日 令和6年3月19日(火)

場 所 金井商工会館

決議事項 (1) 定款の一部変更について

- (2) 令和6年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認について
- (3) 令和6年度第1回理事会の日時・場所の決定について
- (4) 令和6年度通常総会の日時・場所の決定について

承認事項 (1) 会員の加入・退会の承認について

報告事項 (1) 活動状況報告 他

#### (3) 正副会長会

第1回 令和5年8月9日(水) 金井商工会館

- (1) 事務所移転について
- (2) 第3回理事会の開催について
- (3) 新春パーティー開催について
- (4) 会員増強強化推進キャンペーンについて
- (5) 事業実施状況について
- (6) 入会・退会の状況について

第2回 令和6年2月6日(水) 金井商工会館

- (1) 定款の一部変更について
- (2) 3月理事会の開催について
- (3) 4月理事会の開催について
- (4) 令和6年度通常総会の開催について
- (5) 入会・退会の状況について

### (6) 会員の加入について

#### (4) 監査会

開催日 令和5年4月21日(金) 金井商工会館

監査人 監事 渡邉 正俊 監事 曽我 正明

立会人 会長 髙野 宏介

事務局長 齋藤 辰弥

内 容 (1) 令和4年度事業及び会計監査

### (5) 委員会

① 総務税制·研修合同委員会

開催日 令和5年7月12日(水) 金井商工会館

- (1) 令和5年度事業計画について
- (2) 税制提言活動について
- (3) 役員改選方法の検討について
- ② 総務委員会

開催日 令和5年11月17日(火)

- (1) 役員改選方法の検討について(継続審議)
- ③ 厚生・組織合同委員会

開催日 令和5年7月21日(金) 金井商工会館

- (1) 令和5度事業計画について
- (2) 令和5年度推進計画について(提携保険会社)
- ③ 厚生·組織合同委員会(福利厚生制度推進連絡会議)

開催日 令和5年10月24日(火) 金井商工会館

- (1) 福利厚生制度推進状況、推進計画について
- (2) 福利厚生制度推進表彰式について

### (6) 地区商工会事務担当者会議(会費徴収事務打合せ会議)

第1回 令和5年6月20日(火) 金井商工会館

- (1) 令和5年度会費徴収に関する委託業務について
- (2) 事務処理について

第2回 令和6年2月19日(月) 畑野商工会館

- (1) 令和6年度会費徴収に関する委託業務について
- (2) 事務委託費の金額について
- (3) 会費徴収事務に関して

### (7) その他会議・行事

5.16 佐渡租税教育推進協議会通常総会

金井コミュニティーセンター

6. 6 佐渡連合商工会通常総会

旅館浦島

6.16 佐渡間税会通常総会

6.20 佐渡税務団体連絡協議会通常総会

11.14 納税表彰式

旅館浦島 佐渡税務署

アミューズメント佐渡

### (8) 全法連・局連・県連関係会議

6.14 県連·通常総会

7.28 県連・厚生委員会、福利厚生制度特別推進会議 ホテルイタリア軒

9.26 県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会 ホテルイタリア軒

12. 7 県連・特別講演会

6. 2. 8 県連・理事会、関東信越国税局幹部との協議会 ANA クラウンプラザホテル

ホテルイタリア軒

ANA クラウンフ。ラサ、ホテル

# ※令和5年度 功労者表彰受賞者

《全法連功労者表彰》 県連総会時授与

(公社) 佐渡法人会会長 髙野宏介 氏

• 令和 4 年度 会員增強功労者表彰 2 名

(公社) 佐渡法人会副会長 本間 勝 氏

大同生命保険㈱新潟支社 渡会 元 氏

令和5年5月26日 通常総会終了後に表彰式を実施